

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七二一
道路の区域変更	(道路維持課)	七二三
道路の供用開始	(同)	七二三

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	七二四
政治団体の異動事項の公表	(同)	七二四
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	七二四

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七二六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	七二六
土地改良区役員の退任	(西濃農林事務所)	七二六

岐阜県公報

毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

## 告示

## 示

第 二 千 二 百 二 号

平成二十二年十一月二十四日

(水曜日)

岐阜県告示第五百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
岐阜市諏訪山一丁目一七七から一七九まで、一五二から一五五まで、一五八から一六七まで、一六九から一七三まで、一七四の一・一七五の一・一七六(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(本葉市根尾奥谷字翁洞口八九の一、八九の二、八九、九九、大垣市上石津町下山字平岨八九七、八九八、八九五の一、九八八、九九〇の一、字東山三五六八の九、中津川市川上字森平九〇の一)
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

平成二十二年十一月二十四日

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。」

岐阜県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町板殿字白山四七三の一、四七三の二、四七四の一、四七四の三、四  
七六、字牛谷五二〇から五二二まで、五二四の一、五二九の一、五二九の二、五五六  
の一、五五六の二、字八力沢上五六八の六、五六八の九、五六八の二、五六八の一  
三、字水コト五七〇、五七二、五七三の二、五七四の一から五七四の四まで、五七八  
の一、五七八の二、字クゴシリ五八七、国府町今字黒洞六三三、六三六の一から六三  
六の三まで、六三八、六三九、六四二の一、六四三から六五一まで、六五二の一、六  
五二の二、六五三の二、六五三の三、六五四から六五六まで、六五七の一、六五七の  
二、六六〇から六六三まで、六六五から六七〇まで、六七二から六七八まで、六八一、  
六八二、六八四から六八七まで、六九一、六九二の二、六九三、六九五から七〇〇ま  
で、七〇三の二、七〇四の二、七〇四の三、七〇五の一から七〇五の三まで、七〇六、  
三福寺町一四九一、一四九二、一四九四、一五〇一、一五〇二の二、一五〇三、朝日  
町西洞字若林一六二八の一（次の図に示す部分に限る。）、新宮町一六五九、一六六〇  
の一から一六六〇の三まで、一六六三の一から一六六三の五まで、一之宮町字三ノ瀬  
五五六〇・字新田洞七八三八・七八四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限  
る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字三ノ瀬五五六〇・字新田洞七八三八・七八四〇

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。」

岐阜県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字東三作一〇五の一、一〇五の二、一一一五の二、一一  
五の三、一一一六、一一一七の二、一一一七の三、一一一九の二、一一一九  
の三、一一四七、一一四九の二、一一五一から一一五五まで、一一五六の二、一一五  
七、一一五八の二、一一七三の四〇、上矢作町下字増沢一〇一一の一、一〇二二の一、  
上矢作町小田子字久武瀬二〇三の二、二二〇の五、二二〇の六、字田代二五〇の三六、  
二五〇の三七、二五〇の六〇、二五〇の六二、二五〇の六四、二五〇の六五、二五一、  
二五二、二五三の二、二五四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市宮川町山之山下平五から九まで、一〇の一、一〇の二、一三から一五まで、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一八から二一まで、二三の一、二三の二、二五の一、二五の二、二六、二七、字元ノ木坂三〇、三二、三三の一、三三の二、三三から三七まで、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四二、四三の一、四四の二、四五、四六の一、四六の二、字森ノ腰四七から五二まで、五四、五五、五八、六八、六九の一から六九の三まで、七〇、七一、七六から八一まで、字上平九、河合町小無雁字小無雁谷筋七六七の一、河合町稲越字鹿沢上八三六の四、八三六の三五、古川町笹ヶ洞字水ヶ谷一四五三、一四五四の九から一四五四の一一まで、一四五四の一四、一四五四の一六から一四五四の一八まで、一四五四の二二から一四五四の二六まで、一四五四の二八、一四五四の二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
一般 国道 六号	同	郡上市八幡町旭字寺畑 一〇四八番の二地先か ら 同 市同 町同字同 一〇六一番の八地先ま で	前	四五 四五	二五九	
			後	八〇 六八五	二五九	

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示の日)
一般	国道	百五十六号	郡上市高鷲町西洞字中筋二八二〇番一地从先から同市同町同字上野三二三五番一地从先まで	四五〇	平成三二・二・二五	平成一八・三・三

岐阜県告示第五百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	福白岡川線	中津川市福岡字蒲二八二四番三地从先から同市同字同二八一四番地先まで	別前	四〇〇 二四〇	三三・五 三三・五	五〇 五〇	

岐阜県告示第五百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示の日)
県道	白恵川那線	恵那市大井町字舟橋二二五番六地从先から同市同町字深沼二二七番九地从先まで恵那市大井町字深沼二一七番一三地从先から同市長島町中野字田中四八〇番七地先まで	別前	五〇〇 二八〇	平成三二・二・二四	平成一五・〇・三 平成一八・〇・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸



〒をける会	中 尾 栄一郎	井 口 孝 男	高山市滝町1357
-------	---------	---------	-----------

平成22年 10月1日
----------------

# 公 示

## 特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛鳥
- 三 代 表 者 の 氏 名 柳原 靖子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市細畑五丁目六番一〇号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、アフガニスタン国内での事業を支えるための人材育成に関する事業を行い、アフガニスタンと日本国内の国際交流と両国の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月四日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人杉山こども基金
- 三 代 表 者 の 氏 名 野々村 保幸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鏡島西二丁目二番三八号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市内及び近隣地域の母子（父子）家庭や家庭の事情により施設に入所しているこども達及び生活保護を受給されている家庭で暮らす就学が困難なこども達に対して、就学支援をすることによって今後の社会の「担い手」を育成することを目的とする。

## 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年十一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

## 退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	平成三二・一一	理事	清水 忠和	大垣市昼飯町 一二一八番地一